

# 7 環境保全

1 公 害 対 策

2 環 境 衛 生

3 ご み 処 理

4 し 尿 処 理

5 資 源 集 団 回 収

6 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助金

# 環 境 保 全

## 1 公害対策

昭和 38 年 10 月に、呉市公害対策研究会が発足し、昭和 45 年に保健部に公害対策課を設置する。

以降、公害関係法令に基づき、大気、水質等、典型 7 公害のほか、産業廃棄物及び浄化槽業務等、環境保全行政全般について組織的に取り組んでいる。

- 昭 4 2. 4. 1 呉市公害対策推進協議会(附属機関)設置
- 4 5. 1 0. 1 保健部に公害対策課を設置
- 平 4. 4. 1 機構改革により環境保全課となる。
- 1 0. 4. 1 呉市公害対策推進協議会を発展的に解消し、呉市環境審議会(附属機関)を設置
- 1 1. 4. 1 機構改革により環境政策課と環境管理課になる。
- 1 2. 1 1. 1 特例市への移行に伴い、騒音・振動・悪臭の規制地域指定、規制基準の設定等の権限が、県知事より移譲された。
- 2 1. 4. 1 特例条例により、大気汚染防止法(工場分)、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)及び瀬戸内海環境保全特別措置法等の権限が県知事より移譲された。
- 2 4. 4. 1 環境基本法の改正により、環境基準の種類の指定の権限が、県知事より移譲された。
- 2 8. 4 1 中核市への移行に伴い、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく総量規制事務等の権限が、県知事より移譲された。

### (1) 公害苦情発生処理状況

#### ① 行政地域別苦情事案(平成 30 年度発生件数)

現象 \ 地域	中央, 警固屋, 宮原	吉浦, 天応, 昭和	阿賀, 広, 仁方, 郷原	下蒲刈, 蒲刈, 音戸, 倉橋, 川尻, 安浦, 豊浜, 豊	計
大気					
水質		1			1
土壌汚染					
騒音	3		2	1	6
振動				1	1
悪臭				1	1
その他					
合計	3	1	2	3	9

② 用途地域別苦情事案件数

用途地域 \ 結果	解決	未解決	合計
第一種住専	1		1
第二種住専			
住居	1	1	2
近隣商業		1	1
商業	2		2
準工業	1		1
工業		1	1
工業専用			
調整区域		1	1
その他			
合計	5	4	9

③ 現象別公害事案処理件数

現象 \ 結果	解決	未解決	合計
大気			
水質	1		1
土壌汚染			
騒音	4	2	6
振動		1	1
悪臭		1	1
その他			
合計	5	4	9

(2) 大気汚染防止対策

昭和46年10月1日に「大気汚染防止法」に基づく政令市となり、大気汚染の常時監視を実施し、また、平成21年4月1日の広島県の特例条例及び平成28年4月1日の中核市への移行により、ほとんどの大気汚染防止事務が市長に移譲されている。

① 自動測定機による測定（一般環境大気測定局5局、自動車排出ガス測定局1局 西畑町）

測定場所	測定項目	測定種類
明立小学校	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物，オキシダント，風向・風速，炭化水素，微小粒子状物質	自動記録装置，テレメータ
宮原小学校	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物，オキシダント，風向・風速	〃
呉西消防署	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物，日射，風向・風速，温度・湿度	〃
白岳小学校	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物，オキシダント，風向・風速，温度・湿度，炭化水素，日射，微小粒子状物質	〃
鍋山団地	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物，風向・風速	〃
西畑町	二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，窒素酸化物	〃

## ② 降下ばいじん測定

昭和 39 年 5 月から市内降下ばいじんを測定しており、現在デポジットゲージ法により 10 ヶ所で測定を実施。

## ② 自動車排出ガス調査

昭和 43 年度から実施し、平成 30 年度は、東消防署で年 2 回の調査を実施。

## ④ 大気汚染常時監視テレメータシステム

昭和 47 年 4 月から市庁舎 4 階へ呉市監視局を設置し、上記自動測定機をテレメータで連結して常時監視を開始した。なお、機構改革により平成 11 年 4 月に呉市中央監視局を青山町の環境管理課へ移設。平成 20 年 3 月にシステムを更新。

## ④ 有害大気汚染物質環境濃度測定

平成 10 年度から実施し、平成 30 年度は白岳小学校と宮原小学校で年 12 回の調査を実施。

## (3) 騒音振動防止対策

呉市では、昭和 44 年 4 月 1 日に「騒音規制法」、昭和 53 年 3 月 1 日には「振動規制法」に基づく規制地域が指定された。指定地域内では特定施設設置等に関する届出や規制基準の遵守等が義務付けられている。平成 12 年 11 月 1 日特例市への移行により、従前からの騒音振動規制業務に加え、規制地域の指定、規制基準の設定等の権限が市長に委譲された。

平成 15 年 4 月 1 日に下浦刈町、平成 16 年 4 月 1 日に川尻町、平成 17 年 3 月 20 日に音戸町、倉橋町、安浦町との合併により、騒音振動等の規制業務を広島県から引き継ぎ、規制地域の範囲が拡大している。

なお、平成 17 年 3 月 20 日に合併した蒲刈町、豊浜町及び豊町は規制地域の指定はない。

## (4) 水質汚濁防止対策

昭和 45 年の水質汚濁防止法の制定後、昭和 46 年度から市独自に公共用水域の監視及び工場排水等の調査等を行い、生活排水対策を含め総合的に水質保全業務に取り組んでいる。

平成 4 年 3 月 30 日に黒瀬川流域が生活排水対策重点地域に指定され、平成 6 年 3 月に「黒瀬川生活排水対策推進計画」を策定した。平成 6 年 4 月 1 日に「水質汚濁防止法」に基づく政令市に指定され、工場排水監視や公共用水域の常時監視事務等が呉市長に委任された。

また、平成 12 年 11 月 1 日からは特例市として、平成 28 年 4 月 1 日からは中核市として上記事務は権限委譲されている。

## (5) 悪臭防止対策

呉市では、昭和 48 年 5 月 29 日に「悪臭防止法」に基づく悪臭規制地域が指定され、指定地域内の事業場等では、特定悪臭物質の排出について規制基準が適用されている。

特例市への移行により、従前からの悪臭規制業務に加え、規制地域の指定、規制基準の設定等の権限が市長に委譲された。

現在規制地域は、呉市全域を指定している。

## (6) 産業廃棄物対策

昭和 45 年 12 月 25 日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、平成 3 年、9 年、12 年、17 年及び 22 年には大幅な改正が行われている。関係者への法律の周知徹底を行うほか、呉市は同法上の政令市として、産業廃棄物処理業の許可権限を有しており、産業廃棄物の適正処理が行われるよう、事業者及び処理業者等への立入調査等を行い、監視指導に努めている。

## (7) 浄化槽

昭和 58 年 5 月 18 日に「浄化槽法」が制定(昭和 60 年 10 月 1 日施行)され、設置届の受理、維持管理等の監視、指導を行っている。また、生活排水対策として浄化槽の普及を図っており、昭和 63 年 4 月 1 日に「呉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」を定め、住宅に浄化槽を設置する場合(下水道予定処理区域内、コミュニティ・プラント処理区域内及び集落排水処理事業区域内での設置を除く。)の補助制度を実施している。

### 実績及び補助金額

区分	29 年度実績	30 年度実績	1 基当たりの補助金額
5 人 槽	28 基	23 基	332,000 円
7 人 槽	6	3	414,000
10 人 槽	0	1	548,000
合 計	34	27	

## (8) 広島県生活環境の保全等に関する条例の施行

平成 15 年 10 月 7 日に「広島県公害防止条例(昭和 46 年制定)」が全面改正され、「広島県生活環境の保全等に関する条例」が制定・公布された。従来対象としていた大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭防止対策、屋外燃焼行為の禁止、公害防止協定の締結に加えて、地球温暖化防止・自動車排出ガス等の削減対策、有害物質の地下浸透の禁止、事故時の措置、土壌汚染・化学物質・廃棄物・リサイクル対策、環境教育・環境学習の推進等の規定が追加された。

## (9) 公害防止協定締結工場

- 昭 46. 10. 8 呉市一日新製鋼(株)呉製鉄所、東洋パルプ(株)、(株)淀川製鋼所呉工場  
46. 11. 30 呉市一石川島播磨重工業(株)呉造船所、バブコック日立(株)呉工場、中国工業(株)、寿工業(株)、セーラー万年筆(株)天応工場  
47. 12. 13 広島県・呉市一日新製鋼(株)呉製鉄所、東洋パルプ(株)  
48. 12. 24 呉市一月星工業(株)  
54. 10. 2 呉市一(株)ミットヨ広島事業場呉工場  
58. 6. 16 呉市一中国木材(株)  
50. 5 ～ 呉市一虹村工業団地、広東大川工業団地立地企業  
60. 5  
59. 3. 31 広島県・呉市一日新製鋼(株)呉製鉄所 公害防止協定の改定  
59. 12 ～ 呉市一川原石臨港団地立地企業  
60. 9  
63. 4 ～ 呉市一仁方工業団地  
63. 8  
63. 7 ～ 呉市一呉市白岳工業団地  
平 元. 4  
63. 8 ～ 広島県・呉市一桑畑地区工業団地  
平 7. 1  
平元. 4. 1 広島県・呉市一王子製紙(株)呉工場  
" 呉市一呉通運倉庫(株)

- 平元. 5.29 呉市－白洋産業(株)
- 4. 3 ～ 呉市－長谷地区工業団地
- 8. 3 ～ 広島県・呉市－郷原地区工業団地
- 12. 4. 1 呉市－(株)ナック西日本
- 14.10. 1 呉市－(株)アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド呉工場
- 18. 2.20 呉市－神田造船所(株)川尻工場
- 18. 8. 1 呉市－(株)いけうち呉工場
- 19. 2.19 呉市－(株)ディスコ広島事業所呉工場
- 19. 5.15 呉市－苗代工業団地
- 20. 2.25 呉市－(株)音戸工作所音戸工場
- 21. 4.16 呉市－コカ・コーラウエスト(株)
- 22. 2.18 呉市－(株)ショーワ
- 22. 6.14 呉市－呉運輸機工(株)
- 23. 3. 8 呉市－(株)ユーシン
- 25. 3.22 広島県・呉市－寺田倉庫(株)
- 25.12.10 呉市－徳澤運輸(株)
- 27. 5.25 広島県・呉市－(株)ハイメック
- 27. 9.30 広島県・呉市－(株)STソーイング
- 28. 3.15 呉市－竹中モーターズ(株)
- 28. 5.31 呉市－(有)コーシン苗代工場
- 28.11.18 呉市－(株)泉工作所苗代工場
- 29. 2. 7 呉市－森田工業(株)安浦工場
- 29. 2.10 呉市－(株)奈良運送
- 29. 2.13 呉市－(株)広エンジニアリング苗代工場
- 29. 3. 8 呉市－(株)黒野金属苗代工場
- 29. 3.15 呉市－(株)テクノス西本苗代工場
- 29. 3.27 呉市－(株)S H L
- 29. 4.27 呉市－ベンダ工業(株)
- 29. 6.12 呉市－中国木材(株)
- 29. 9. 4 呉市－日本通運(株)
- 30. 2.20 呉市－(株)ヒロコーゼットテクノロジー

## 2 環 境 衛 生

### (1) 斎場等現況

内容 火葬場等	開 設	所 在 地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	火葬炉 (基)	備考
呉市斎場	平成 18 年 4 月	呉市焼山町字鍋土 10723 番地の 24	19,979.10	3,692.21	10 (汚物炉) 1 (動物炉) 1	
下蒲刈火葬場	昭和 55 年 12 月	呉市下蒲刈町下島 10817 番地の 11	733.00	133.48	1	
蒲刈火葬場	平成 17 年 3 月	呉市蒲刈町田戸 41 番地 1	1,591.00	238.00	1	
東部火葬場	平成 22 年 4 月	呉市安浦町大字安登字寒風 11018 番地の 1	1,033.88	922.18	3	
極楽苑	昭和 54 年 4 月	呉市豊浜町大字豊島字外の浦 12004 番地の 4	1,525.82	150.00	2	
斎島火葬場	昭和 61 年 4 月	呉市豊浜町大字斎島字小浦 1485 番地	178.00	41.00	1	
豊火葬場	平成 2 年 3 月	呉市豊町大長字南北小長 4318 番 3	415.61	337.00	2	
江田島市 葬祭センター	平成 8 年 4 月	江田島市大柿町飛渡瀬 4518 番地 2 ほか	敷地部分はすべて 江田島市の持ち分 (20,321.80 ㎡)	3,198.34 ㎡ (建物・駐車場)のうち 呉市持ち分 39% 火葬炉 5 基		

### (2) 斎場利用状況

種別 火葬場	平 成 30 年 度													使用料合計
	件数合計	大人		小人		死産		胞衣		動物		霊安室		
		市内等	市外	市内等	市外	市内等	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
(使用料) 呉市斎場	3,469	18,000	60,000	14,400	48,000	7,200	24,000	1,800	6,000	5,400	18,000	1,800	6,000	58,834,200
		2,797	106	7	0	30	6	117	0	333	8	61	4	
(使用料) 下蒲刈火葬場	20	15,000	45,000	12,000	36,000	6,000	18,000	1,500	4,500					330,000
		19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(使用料) 蒲刈火葬場	11	18,000	60,000	14,400	48,000	7,200	24,000	1,800	6,000					187,200
		10	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
(使用料) 東部火葬場	360	18,000	60,000	14,400	48,000	7,200	24,000	1,800	6,000					6,800,400
		349	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
(使用料) 極楽苑	16	15,000	45,000	12,000	36,000	6,000	18,000	1,500	4,500					240,000
		16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(使用料) 斎島火葬場	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(使用料) 豊火葬場	28	15,000	45,000	12,000	36,000	6,000	18,000	1,500	4,500					420,000
		28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	3,904	3,219	116	7	0	33	6	117	0	333	8	61	4	66,811,800

### (3) 市営墓地

平成 31 年 3 月末現在

名 称	面 積 (㎡)	区画数
警 固 屋 墓 地	2,895.00	274
室 瀬 墓 地	1,628.00	230
坪 内 墓 地	528.00	168
神 原 墓 地	5,399.61	749
古 江 墓 地	5,389.00	810
鹿 田 墓 地	4,369.30	529
望 地 墓 地	9,845.00	672
江 原 墓 地	3,846.04	867
二 河 墓 地	27,145.22	2,443
二 川 墓 地	1,087.00	256
塩 屋 墓 地	1,954.25	334
吉 浦 墓 地	6,755.73	620
蒲 刈 墓 地	1,225.00	43
計	72,067.15	7,995

### (4) 公園墓地

平成 31 年 3 月末現在

名 称	面 積 (㎡)	区画数
川 尻 公 園 墓 地	47,266.39	832
音 戸 墓 園	8,717.83	265
計	55,984.22	1,097

## 3 ごみ処理

家庭から出るごみの収集について、ごみの減量とリサイクル促進を目的として「指定袋制度」いわゆる家庭ごみの有料化を導入しており、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは有料で、資源物、有害・危険ごみについては無料で、分別収集を行っている。

分別区分		収集頻度	収集方法	備 考
可燃ごみ		週 2 回	ステーション方式	平成 16 年 10 月から有料化を導入
不燃ごみ		週 1 回		
粗大ごみ		月 1 回		
資源物	びん類・缶類・紙類	隔週	ステーション方式	平成 10 年度収集開始
	ペットボトル			
	白色トレイ	随時	拠点回収	平成 17 年度収集開始
	衣類品等			平成 22 年度収集開始
小型家電製品	平成 24 年度収集開始			
有害・危険ごみ		月 1 回	ステーション方式	平成 16 年度からスプレー缶、小型カセットボンベ、使い捨てライターを分別品目に追加



## (1) ごみの収集量

クリーンセンターくれ

(単位：t)

年度	収集量	搬入先	
		焼却処理施設	破碎選別施設
26	40,197	36,736	3,461
27	42,843	39,406	3,437
28	41,761	38,410	3,351
29	41,512	38,071	3,441
30	40,717	37,238	3,479

※東部中継センター分を含む。

日附環境美化センター

(単位：t)

年度	収集量	搬入先	
		焼却処理施設	破碎選別施設
26	3,158	3,156	2
27	0	---	---
28	0	---	---
29	0	---	---
30	0	---	---

※ステーション収集の不燃・粗大ごみについては、平成20年度からクリーンセンターくれに直接搬入。

※平成26年度末で焼却処理を終了したため、ステーション収集の可燃ごみも平成27年度からクリーンセンターくれに直接搬入。

芸予環境衛生センター

(単位：t)

年度	収集量	搬入先	
		焼却処理施設	破碎選別施設
26	762	721	41
27	712	672	40
28	675	636	39
29	655	617	38
30	664	623	41

※今治市関前区域を含む。

## (2) ごみの搬入状況

クリーンセンターくれ (単位：t)

年度	搬入量
26	74,336
27	77,423
28	75,859
29	75,856
30	79,218

※東部中継センターからの搬入分を含む。

日附環境美化センター（単位：t）

年度	搬入量
26	4,395
27	134
28	138
29	206
30	0

芸予環境衛生センター（単位：t）

年度	搬入量
26	1,191
27	1,153
28	1,095
29	1,115
30	1,119

※平成27年度から、家庭持ち込みごみ等の小規模受入施設として運営。

※平成29年度末受入終了。

### (3) ごみの施設別処理状況

クリーンセンターくれ・虹村沖埋立処理場・エコ・グローブくれ（処理量）（単位：t）

年度	総量	クリーンセンターくれ		虹村沖埋立処理場	エコ・グローブくれ	日附環境美化センター	芸予環境衛生センター
		焼却処理施設	破砕選別施設			焼却処理施設	焼却処理施設
26	94,412	73,048	8,016	7,950	---	4,287	1,111
27	93,935	76,183	8,213	---	8,470	---	1,069
28	92,663	74,598	8,328	---	8,718	---	1,019
29	93,403	74,641	8,779	---	8,950	---	1,033
30	98,511	77,868	9,128	---	10,499	---	1,016

※(2)搬入量と(3)処理量の差は、二重処理(焼却残さ→埋立処理等)を含むことによるもの。

※平成20年度より、破砕選別施設に日附環境美化センター、芸予環境衛生センターの破砕処理を含む。

※平成25・26年度の虹村沖埋立処理場分は、一時保管のみ。一時保管分は、平成27年度から順次搬出し、エコ・グローブくれで最終処分を行う。

※日附環境美化センター分は、平成20年度より、破砕処理をクリーンセンターくれで行う。

※日附環境美化センター分は、平成27年度より、破砕処理・焼却処理ともにクリーンセンターくれで行う。

### (4) 資源物・有害ごみ搬出量

（単位：t）

年度	総数	資源物							有害ごみ	危険ごみ
		缶	びん	紙類	ペットボトル	白色トレイ	衣類品等	小型家電		
26	7,186	427	1,233	4,919	360	2	116	10	54	65
27	7,391	373	1,543	4,852	352	2	121	10	86	52
28	6,877	400	1,271	4,545	359	2	125	7	109	59
29	6,673	359	1,220	4,454	367	1	125	13	73	61
30	6,356	373	1,189	4,126	412	1	122	12	76	45

(5) クリーンセンターくれ

- ◎所在地 呉市広多賀谷3丁目9番3号
- ◎敷地面積 12,283㎡
- ◎建設費 178億5,510万3千円

財源内訳

(単位:千円)

区分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫補助金	起債	一般財源	その他
焼却処理施設	16,173,949	6,907,523	8,314,400	827,206	124,820
破碎選別施設	1,681,154	578,348	1,016,900	85,906	
合 計	17,855,103	7,485,871	9,331,300	913,112	124,820

※一般財源(焼却処理施設)には電気工事負担金等 42,568,937 円を含む

※その他は各町負担金

- ◎工期 着工 平成12年6月 完成 平成15年3月  
(稼動 焼却処理施設:平成14年12月 破碎選別施設:平成15年4月)
- ◎延床面積 工場棟 19,364㎡ 管理棟 1,509㎡ 計量棟 159㎡
- ◎焼却処理施設
  - ①炉形式 全連続式流動床炉
  - ②処理能力 380トン/日(126.8トン/日×3炉)
  - ③灰熔融炉 33トン/日
  - ④発電設備 7,000kW
- ◎破碎選別施設
  - ①処理方式 2軸及び回転式破碎机(4種機械選別)
  - ②処理能力 55トン/日

(6) 呉市資源化施設

- ◎設置場所 呉市広多賀谷4丁目地内
- ◎施設
  - ①空き缶, ペットボトル選別圧縮施設
  - ②缶類, ペットボトル, 有害ごみストックヤード
  - ③紙類ストックヤード
  - ④カレット選別ストックヤード
  - ⑤有害ごみ処理施設
- ◎稼働年月日 平成12年8月
- ◎工事費等 1億5,700万円

(7) 呉市埋立処理場(虹村沖) ※平成25年3月31日付けで受入終了。

- ◎所在地 呉市広多賀谷4丁目地内
- ◎敷地面積 (埋立場面積)184,000㎡
- ◎埋立開始年月日 昭和62年4月1日
- ◎埋立容量 1,946,000m<sup>3</sup>
- ◎付帯施設 余水処理施設 面積 657㎡(建築面積 299.91㎡)

(8) 東部中継センター ※平成30年度から、家庭持ち込みごみ等の小規模受入施設として運営。

◎所在地	呉市川尻町水落1018番地の18
◎敷地面積	5,730㎡
◎建設費	9億7,195万3千円(国庫補助金 2億514万4千円)
◎工期	着工 平成14年5月 完成 平成15年11月
◎延床面積	1,222㎡(うち計量棟 52㎡)

(9) 芸予環境衛生センター(ごみ処理施設)

◎所在地	呉市豊町大長6329番地1
◎敷地面積	22,347㎡
◎建設費	8億4,460万3千円(国庫補助金 2億351万2千円)
◎工期	着工 平成7年9月 完成 平成9年3月
◎延床面積	1,007㎡
◎処理能力	7トン/8h(焼却処理設備) 2トン/5h(不燃物処理他)

(10) エコ・グローブくれ(呉市一般廃棄物最終処分場)

◎所在地	呉市焼山町字打田619番1
◎敷地面積	121,133.25㎡
◎被覆施設(埋立地)	埋立面積 18,772㎡ 埋立容量 272,197㎡
◎浸出水処理施設	処理能力 48m <sup>3</sup> /日
◎工期	着工 平成24年4月 完成 平成27年3月

#### 4 し尿処理

し尿処理世帯数・収集量とも年々減少の傾向にある。  
これは、計画的な公共下水道の普及によるものである。

##### (1) し尿の収集・処理量〔旧市内分〕

(単位：kℓ)

年度	総数	収集量		処理量	
		委託業者	許可業者	東部処理場	新宮処理場
26	5,621.4	84.5	5,536.9	4,285.8	1,335.6
27	4,714.7	3,598.4	1,116.3	3,670.9	1,043.8
28	4,457.0	3,099.3	1,357.7	3,404.8	1,052.2
29	4,047.9	2,844.5	1,203.4	3,152.6	895.3
30	3,889.0	2,733.0	1,156.0	2,951.9	937.1

##### 汲取内訳（委託分）

(単位：kℓ)

年度	汲取量	汲取内訳	
		一般世帯	公衆便所
26	84.5	70.1	14.4
27	3,598.4	3,593.6	4.8
28	3,099.3	3,095.0	4.3
29	2,844.5	2,842.0	2.5
30	2,733.0	2,731.2	1.8

※ 18年度より一部高地部世帯の委託を開始。27年度には、委託エリアの拡大を図っている。

##### 処理内訳（委託分）

(単位：kℓ)

処理量	年度	東部処理場	新宮処理場
	28	2,355.5	743.8
	29	2,215.2	629.3
	30	2,077.0	656.0

##### (2) 東部処理場(し尿処理施設)

所在地 呉市広多賀谷3丁目9番1号 敷地 12,511.31 m<sup>2</sup>

区分		既設	増設
建設費		115,750千円	360,000千円
工期	着工	昭和40年3月	昭和47年2月
	竣工	昭和42年3月	昭和49年3月
処理方法		消化方法	酸化方法
処理能力		60 kℓ/24h(休止中)	120 kℓ/24h

◎年間処理量(30年度) 6,678kℓ(し尿 3,108kℓ 浄化槽汚泥 3,570kℓ)

### (3) 長門園

- ◎所在地 呉市倉橋町4818番地
- ◎敷地面積 10,514m<sup>2</sup>
- ◎処理能力 40kl／日(膜分離型高負荷脱窒素処理方式)
- ◎年間処理量(30年度) 14,747kl(し尿 7,004kl 浄化槽汚泥 7,743kl)

### (4) 安浦処理場

- ◎所在地 呉市安浦町大字安登3069番地
- ◎敷地面積 19,180m<sup>2</sup>
- ◎処理能力 30kl／日(低希釈二段活性法方式)
- ◎年間処理量(30年度) 3,657kl(し尿 1,369kl 浄化槽汚泥 2,288kl)

### (5) 芸予環境衛生センター(し尿処理施設)

- ◎所在地 呉市豊町大長6329番地1
- ◎敷地面積 22,347m<sup>2</sup>
- ◎処理能力 10kl／日(膜分離型高負荷脱窒素処理方式)
- ◎年間処理量(30年度) 1,834kl(し尿 974kl 浄化槽汚泥 860kl)

## 5 資源集団回収

資源は有限であるとの認識のもと、古紙等再生利用可能なものについて、環境の保全とごみの減量、資源の再利用を目的として、自治会、子供会、PTAその他各種団体の協力を得て、昭和53年5月に呉市資源集団回収推進協議会を設け、資源集団回収に取り組んでいる。

また、昭和54年に報奨金制度を設け、活動の一層の推進を図っている。

#### 改修実績と報奨金単価

年 度	26	27	28	29	30
回収量	4,722	4,415	4,110	3,925	3,661
報償金単価	8	上半期 8, 下半期 6	6	6	6

(注) t未満四捨五入

## 6 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助金（平成 28 年度から開始）

（目的）

家庭用燃料電池を設置する者に、設置費補助金を交付することにより、家庭における省エネルギーを推進し、地球温暖化防止に資することを目的としている。

- （1）交付要件
- ・自らが居住する住宅に家庭用燃料電池を設置した者（借家の場合は、建物所有者の同意を得ること。）又は家庭用燃料電池が設置された住宅を購入し、自ら居住する者
  - ・本市の区域内に居住する者又は単身赴任等で一時的に市外に居住している者
  - ・市税の滞納がない者
  - ・暴力団員等（呉市暴力団排除条例第 2 条第 3 号）でない者

（2）補助金の額は、1 台当たり 50,000 円。

（3）補助の申込みは、一度限りとする。

### 【実績】

年 度	28	29	30
補助件数（件）	23	24	19